

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法施行令案要綱

第一 北朝鮮特定貨物

国際連合安全保障理事会決議第千八百七十四号等を踏まえ我が国が実施する貨物検査等に関する特別措置法（以下「法」という。）第二条第一号イ及びロの政令で定める物資の具体的内容について定める。

（第一条及び別表関係）

第二 生物兵器等に該当する提出貨物の廃棄の方法

法第四条の規定により提出を受けた北朝鮮特定貨物（以下「提出貨物」という。）の廃棄は、それぞれ関連する条約の規定の定めるところにより速やかに行うものとする。

（第二条関係）

第三 提出貨物の売却の方法

一 提出貨物の売却は、提出貨物が北朝鮮に輸出されることを防止するため必要な措置を講じた者に対し行うものとする。

二 売却は、競争入札に付して行わなければならないこととする。ただし、競争入札に付することが適当で

ないと認められる提出貨物については、随意契約により売却することができる。

三 競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときの方法について定める。

四 競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときの方法について定める。

五 随意契約によるうとするときの方法について定める。

(第三条関係)

第四 提出貨物のその他の処分の方法

法第五条第九項の規定による提出貨物の処分は、速やかにこれを廃棄することにより行うものとする。

(第四条関係)

第五 国土交通省令・財務省令への委任

法及びこの政令の実施のため必要な手続その他の事項は、国土交通省令・財務省令で定めるものとする。

(第五条関係)

第六 附則

一 この政令は、法の施行の日から施行することとする。

(附則第一項関係)

二 財務省組織令の一部を改正し、関税局及び関税局監視課が法第三条第三項及び第四項、第四条第二項並

びに第五条の規定に基づく措置の実施に関する事務をつかさどることとする。

（附則第二項関係）